

IX 諸規程・資料

1. 北翔大学大学院学則

2. 北翔大学大学院
教職課程履修規程

3. 北翔大学
聴講生規程

4. 北翔大学
科目等履修生規程

5. 北翔大学
研究生規程

6. 北翔大学大学院
日本学生支援機構奨学金返還
免除候補者選考規定

7. 北翔大学大学院
日本学生支援機構奨学金返還
免除候補者選考基準

8. 北翔大学学生表彰規定

9. 北翔大学における学生の
不祥事に対する懲戒処分又は
措置等のガイドライン

10. 北翔大学における喫煙ルールに
違反した本学学生の取扱要項

11. 北翔大学における試験時に
不正行為を行った本学学生の
取扱要項

12. 北翔大学大学院
奨学規程

13. 学校法人浅井学園
キャンパス・ハラスメントの
防止等に関する規程

14. 学校法人浅井学園
学生に関する個人情報取扱
規程

1. 北翔大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、北翔大学学則（平成9年4月1日施行。以下「本学学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、北翔大学大学院（以下「本学大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び実践を重視した応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

2 人間福祉学研究所人間福祉学専攻は、新たな「福祉のまちづくり」における高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、地域福祉、福祉環境などの政策制度等について、幅広く指導的な対応ができる人材の育成を目的とする。臨床心理学専攻は、学校、病院や社会福祉施設をはじめとする各種臨床現場で、他の専門職と十分な連携を図りながら心理臨床活動に従事できる人材の育成を目的とする。

3 生涯学習学研究所生涯学習専攻は、地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目的とする。

4 生涯スポーツ学研究所生涯スポーツ学専攻は、北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における生涯スポーツ社会の発展に向けて、運動・スポーツや健康に関する学術研究能力と専門的技能を修得し、指導的役割を担う人材の養成を目的とする。

(点検評価)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上に資するとともに、本学大学院の目的を達成するため、本学大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学大学院は、前項の措置に加え、本学大学院の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

第2章 本学大学院の組織

(研究科、専攻及び学生定員)

第4条 本学大学院に、次の研究科を置く。

人間福祉学研究所

生涯学習学研究所

生涯スポーツ学研究所

2 前項の研究科に置く専攻及び当該専攻の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
人間福祉学研究科	人間福祉学専攻	4人	8人
	臨床心理学専攻	6人	12人
生涯学習学研究科	生涯学習学専攻	6人	12人
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻	6人	12人

(研究科の課程)

第5条 前条第1項の各研究科の課程は、修士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科附属のセンター)

第6条 第4条第1項の人間福祉学研究科に、臨床心理センターを置く。

2 臨床心理センターについては、北翔大学大学院人間福祉学研究科臨床心理センター規程に定める。

(研究科長及び専攻主任)

第7条 第4条第1項の各研究科には研究科長を置き、複数の専攻を持つ研究科には専攻主任を置く。

2 人間福祉学研究科の研究科長及び専攻主任は、本学学則第11条に規定する本学の教授のうち、人間福祉学研究科担当の専任の教授をもって充てる。

3 生涯学習学研究科の研究科長は、本学学則第11条に規定する本学の教授のうち、生涯学習学研究科担当の専任の教授をもって充てる。

4 生涯スポーツ学研究科の研究科長は、本学学則第11条に規定する本学の教授のうち、生涯スポーツ学研究科担当の専任の教授をもって充てる。

5 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前4項に定めるもののほか、研究科長の選任方法等については、学校法人浅井学園管理運営規程の定めるところによる。

第3章 研究科委員会及び大学院委員会

(研究科委員会)

第8条 第4条第1項の各研究科に、それぞれ研究科委員会を置く。

(研究科委員会の審議事項)

第9条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 第二号に掲げるもののほか、当該研究科の教育研究に関する重要な事項で、当該研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会の構成員)

第10条 研究科委員会は、当該研究科を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。た

だし、必要に応じて、その他の職員を加えることができる。

(研究科委員会の招集及び議長)

第11条 研究科委員会は、当該研究科の研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、当該研究科の構成員のうちから、あらかじめ当該研究科長の指名した者がその職務を代行する。

(研究科委員会の定足数及び議事)

第12条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(大学院委員会)

第13条 本学大学院に、大学院委員会を置く。

(大学院委員会の審議事項)

第14条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学大学院の教育研究の基本に関する事項
- (2) 本学大学院学則その他の諸規程等の制定及び改廃に関する事項
- (3) 本学大学院の教育課程の編成、学生の入学、課程修了、在籍又は賞罰その他学生の身分等に関する基本方針に係る事項
- (4) 本学大学院の教員の人事に関する事項
- (5) 本学大学院の将来計画に関する事項
- (6) その他本学大学院に関する重要な事項

(大学院委員会の構成員)

第15条 大学院委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 各研究科の教授2名(以下「5号委員」という)
- (6) その他委員会において必要と認める者

2 前項第5号の委員の任期は、2年とする。

3 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(大学院委員会の招集及び議長)

第16条 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した委員がその職務を代行する。

(大学院委員会の定足数及び議事)

第17条 大学院委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第4章 研究科

第1節 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第19条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日 9月5日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要により休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を課することができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第22条 本学大学院の修士課程の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第23条 学生は、4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第45条の2に規程する長期にわたる教育課程の履修を希望する学生の在学年限は最長6年とする。

第3節 入学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、本学大学院が必要と認めたときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第25条 本学大学院各研究科の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院が認めた者
- (7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者
(入学出願)

第26条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類に、入学検定料を添えて、願い出なければならない。

(入学者選抜)

第27条 前条に規定する入学出願を行った者に対しては、入学者選抜を行い、選考のうえ合格者を決定する。

2 前項に規定する入学者選抜については、別に定める。

(入学手続)

第28条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を提出するとともに、入学金並びに所定の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(入学許可)

第29条 前条に規定する入学手続を終えた者について、学長は、入学を許可する。

(保証人)

第30条 入学を許可された者は、保証人を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在籍する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

3 保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

第31条 本人及び保証人の身上に異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第4節 再入学及び転入学

(再入学)

第32条 本学大学院に1年以上在学して退学した者で、再び本学大学院の同一研究科の同一専攻に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第33条 他の大学の大学院の修士課程の学生であって、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(再入学及び転入学の入学出願手続等)

第34条 第26条から第31条までの規定は、前2条の規定により入学する場合に準用する。

(再入学及び転入学学生の修業年限及び在学年限等の取扱)

第35条 第32条及び第33条の規定により入学した学生の入学前の本学大学院、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における在学期間については、大学院委員会の議を経て、1年に限り第22条に

規定する修業年限に通算することができる。

2 前項の規定により修業年限を通算された学生の在学年限については、第23条第1項の規定にかかわらず、2年を超えて在学することができない。

3 第1項の規定により修業年限を通算された学生の通算された期間は、本学大学院における在学年数とみなし、第66条第1項本文に規定する在学年数に通算する。

第36条 前3条に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要な事項は、北翔大学再入学、転入学及び編入学規程の定めるところによる。

第5節 転科及び転専攻

(転科及び転専攻)

第37条 一の研究科の学生で、他の研究科又は同一研究科の他の専攻に転科又は転専攻を志願する者があるときは、選考のうえ、転科又は転専攻を許可することがある。

2 転科又は転専攻の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学転学部及び転学科等規程の定めるところによる。

第6節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第38条 人間福祉学研究科の教育課程は、次の表に掲げる領域等の科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

専攻名	人間福祉学専攻	臨床心理学専攻
領域等の科目区分	人間福祉学領域	臨床心理学領域
	社会福祉学領域	基礎心理学領域
	健康福祉学領域	
	生活科学領域	
	心理学領域	
	教育福祉学領域	
		演習
		実習
	研究指導	研究指導

2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、人間福祉学専攻については別表第1の1のとおりとし、臨床心理学専攻については別表第1の2のとおりとする。

3 生涯学習学研究科の教育課程は、次の表に掲げる領域等の科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

専攻名	生涯学習学専攻
科領域等区分	生涯学習学理論領域
	生涯学習活動論領域
	研究指導

4 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第2のとおりとする。

5 生涯スポーツ学研究科の教育課程は、次の表に掲げる領域等の科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

専攻名	生涯スポーツ学専攻	
科目領域等の区分	基礎教育領域	
	応用教育研究領域	スポーツ科学教育研究分野
		応用健康科学教育研究分野
		スポーツ教育学教育研究分野
	研究指導	

6 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第3のとおりとする。

7 第2項、第4項及び前項に規定する授業科目のほか、研究科において必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、臨時の授業科目を開設することがある。

(教職に関する科目)

第39条 前条に規定する授業科目のほか、教育職員免許状を取得させるため、人間福祉学研究科人間福祉学専攻及び生涯学習学研究科生涯学習学専攻に、それぞれ教職に関する科目を置く。

2 前項に規定する人間福祉学研究科人間福祉学専攻及び生涯学習学研究科生涯学習学専攻に置く教職に関する科目の授業科目の名称及び単位数は、それぞれ別表第4の1及び別表第4の2のとおりとする。

3 前項に規定する授業科目を履修し、取得した単位は、第45条第1項及び第2項に規定する単位数に算入しない。

(教育課程の編成及び研究指導)

第40条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び自由選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

3 前項に規定する各年次の配当は、別に定める。

(授業の方法)

第41条 授業は、講義、演習、若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業及び研究指導の内容等の改善のための組織的な研修等)

第41条の2 本学大学院は、教育の質の充実に資するとともに、授業及び研究指導の内容等の改善を図るために全学的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロプメント）（以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFD実施に関し必要な事項は、北翔大学FD規程に定める。

(授業期間)

第42条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(研究指導)

第43条 学生の研究指導は、第10条に規定する当該研究科を担当する教員が行うものとする。

2 前項の研究指導を行う教員（以下「指導教員」という。）は、各学生ごとに定める。

3 各学生の指導教員は、当該研究科委員会において定める。

4 本学大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が他の大学の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究

指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第44条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第45条 人間福祉学研究科の学生は、所属する専攻の区分に応じ、第38条第2項に規定する別表第1の1又は別表第1の2の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、34単位以上を修得しなければならない。

- 2 生涯学習学研究科の学生は、第38条第4項に規定する別表第2の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。
- 3 生涯スポーツ学研究科の学生は、第38条第6項に規定する別表第3の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第45条の2 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出る者があるときは、当該研究科において支障のない限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(履修手続)

第46条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第47条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

- 2 学費等未納の者については、単位は与えない。
- 3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の3分の1を超える者については、単位は与えない。

(他の専攻、他研究科の専攻又は学部における授業科目の履修)

第48条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が他の専攻又は他研究科の専攻若しくは学部の授業科目を指定して履修させ、修士課程の単位とすることがある。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、第66条第1項本文に規定する単位に算入することがある。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第49条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が他の大学の

大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定の実施にあたり、必要があるときは、当該大学の大学院との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議し、学生交流に関する協定又は大学間相互単位互換協定を締結することができる。
- 3 第1項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、第66条第1項本文に規定する単位に算入することがある。ただし、第50条第2項本文及び第61条第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第50条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、新たに本学大学院の第1年次に入学した学生が、入学前に本学大学院又は他の大学の大学院若しくは外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えない範囲で、第66条第1項本文に規定する単位に算入することがある。ただし、前条第3項本文及び第61条第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(再入学及び転入学学生の既修得単位等の取扱)

第51条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、第32条及び第33条の規定により入学した学生の入学前に本学大学院又は他の大学の大学院若しくは外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。（他の大学の大学院等での履修科目の範囲及び修得単位の認定等）

第52条 前4条の規定により履修することができる授業科目又は履修したとみなすことができる授業科目の範囲及び履修により修得した単位又は修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定方法その他必要な事項は、北翔大学他大学等における授業科目の履修及び修得単位並びに既修得単位の認定等に関する規程の定めるところによる。

第7節 成績評価基準及び成績判定

(成績評価基準)

第53条 第47条第1項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口述試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

- 2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績判定)

第54条 前条第1項に規定する試験の成績評価は、A（優）[100点～80点]、B（良）[79点～70点]、C（可）[69点～60点] 及びD（不可）[59点以下] の評語をもって判定し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(学位論文の提出)

第55条 学位論文は、各研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第8節 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第56条 学生が、疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学できないときは、保証人連署のうえ、所定の様式による休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事情の場合は詳細な理由書を添えて学長に提出し、許可を得て休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第57条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、学長は休学期間の延長を許可し、又は延長を命ずることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、特別な事情があると認められるときは、学長は大学院委員会の議を経て、2年を超えて休学を許可し、又は休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱)

第58条 休学期間は、第23条第1項及び第66条第1項本文に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第59条 休学している学生が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の様式による復学願を学長に提出し、許可を受けて復学することができる。なお休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3ヵ月未満のときは、前条の規定にかかわらず、在学年数に算入する。

第60条 前4条に定めるもののほか、休学及び復学に関し必要な事項は、北翔大学休学及び復学に関する規程の定めるところによる。

(留学)

第61条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学長は学生が外国の大学の大学院において授業科目を履修するための留学を認めることができる。

2 学生が、前項の規定により留学しようとするときは、保証人連署のうえ、所定の様式による留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

3 第49条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び履修した授業科目について修得した単位の取り扱いについて準用する。

4 留学期間は、第23条第1項及び第66条第1項本文に規定する在学年数に算入する。

5 前4項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、北翔大学留学に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第62条 学生が、他の大学の大学院に転学を志願するときは、保証人連署のうえ、所定の様式による転学願に、事由を記した書類を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第63条 学生が、退学しようとするときは、保証人連署のうえ、所定の様式による退学願に、詳細な事由を記した書類及び学生証を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第64条 学生が、次の各号の一に該当するときは、大学院委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第23条第1項に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 第57条第2項に規定する休学期間を超え、なお修学できないとき。
- (3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 欠席が長期にわたるとき又は長期にわたり行方不明のとき。

第65条 前3条に定めるもののほか、転学、退学及び除籍に関し必要な事項は、北翔大学転学、退学及び除籍に関する規程の定めるところによる。

(復籍)

第65条の2 第64条第3号又は第4号の規定により除籍された者で、復籍を願い出た者があるときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は、北翔大学復籍に関する規程の定めるところによる。

第9節 課程の修了要件及び学位授与

(課程修了の要件)

第66条 修士課程の修了要件は、本学大学院の修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科が専攻の目的に応じ適当と認めたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(課程修了の認定)

第67条 課程修了の認定は、前条に規定する課程修了の要件を満たした学生について、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 課程修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第68条 前条第1項の規定により課程修了の認定を受け、本学大学院の修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。

2 修士の学位に関し必要な事項は、北翔大学学位規程の定めるところによる。

第10節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第69条 本学大学院において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・専攻	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人間福祉学 研究科 人間福祉学 専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉
生涯学習学 研究科 生涯学習学 専攻	高等学校教諭専修免許状	保健体育、保健、家庭、美術、音楽、工芸、情報
	中学校教諭専修免許状	保健体育、保健、家庭、美術、音楽
	小学校教諭専修免許状	
	幼稚園教諭専修免許状	
	特別支援学校教諭専修免許	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
生涯スポーツ学研究科	高等学校教諭専修免許状	保健体育
生涯スポーツ学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育

2 前項に規定する免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学大学院教職課程履修規程の定めるところによる。
(学校心理士資格その他資格取得)

第70条 学校心理士資格その他本学大学院において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

第11節 賞罰

(表彰)

第71条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、大学院委員会の議を経て、表彰することがある。

(罰則)

第72条 学長は、学生が本学大学院の学則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、大学院委員会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第23条第1項及び第66条第1項本文に規定する在学年数に算入しない。ただし、停学期間が通算して3ヵ月未満のときは、在学年数に算入する。

第12節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生

(聴講生)

第73条 本学大学院において一又は複数の授業科目を聴講するため、聴講生として入学を志願する本学大学院の学生以外の者（第77条に規定する研究生を含む。）があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の教育に支障がないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学聴講生規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第74条 本学大学院において、一又は複数の授業科目を履修するため、科目等履修生として入学を志願する本学大学院の学生以外の者（第77条に規定する研究生を含む。）があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第75条 本学大学院において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

- 2 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生は、科目等履修料を納付しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、授業科目の履修による科目等履修料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。
- 5 前4項に定めるもののほか、特別聴講学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第76条 本学大学院において、研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として許可することができる。

- 2 特別研究学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。
- 3 特別研究学生は、研究料を納付しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、研究指導による研究料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。
- 5 前4項に定めるもののほか、特別研究学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第77条 本学大学院において、特定の専門事項について研究するため、研究生として入学を志願する者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

- 2 研究生が、第73条第1項又は第74条第1項の規定により、聴講生又は科目等履修生として入学を志願するときは、あらかじめ、指導教員の承認を得なければならない。
- 3 研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学研究生規程の定めるところによる。

第13節 外国人留学生及び委託生

(外国人留学生)

第78条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学外国人留学生規程の

定めるところによる。

(委託生)

第79条 公の機関又は団体の長からの委託に基づき、その所属職員につき、本学大学院において特定の授業科目の聴講又は履修若しくは特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学委託生規程の定めるところによる。

第80条 外国人留学生及び委託生については、この学則を準用する。

第5章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第81条 本学大学院に、入学、再入学又は転入学を志願する者及び聴講生、科目等履修生又は研究生として入学を志願する者並びに転科又は転専攻を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第82条 学生納付金は、入学金、授業料、施設設備費、聴講料、科目等履修料及び研究料とする。

(授業料及び施設設備費の納付)

第83条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前学期納付の期限は4月30日限りとする。

後学期納付の期限は9月30日限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付することができる。

3 入学年度の前学期に係る授業料及び施設設備費は、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付しなければならない。

4 再入学、転入学及び編入学した者の授業料及び施設設備費の額は、入学を許可された年次に在学する学生の額と同額とする。

(授業料及び施設設備費の減免及び猶予等)

第84条 授業料及び施設設備費の納付が困難な場合で、本学大学院において特別の事情があると認めた者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、授業料及び施設設備費を減免し、又は分納若しくは延納による納付の猶予を認めることがある。

(聴講料、科目等履修料及び研究料の納付)

第85条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生は、それぞれ聴講料、科目等履修料又は研究料を納付しなければならない。

2 特別研究学生及び研究生は、前項に定めるもののほか、施設設備費を納付しなければならない。

(実習費及び履修費その他教育に必要な経費の納付等)

第86条 授業を実験又は実習で行う授業科目(学外の施設で行う実習を含む。)及び教職課程を履修する場合は、実習費及び履修費を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか教育に必要な経費は、別に徴収する。

(再試験受験料の徴収)

第87条 再試験を受験するときは、再試験受験料を徴収する。

(各種証明書等の発行手数料等)

第88条 在学証明書、修了証明書その他諸証明等の発行手数料等は、別に徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料及び施設設備費)

第89条 休学を許可され又は命ぜられた学生については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日の場合は、その月とする。）から復学した日の属する月の前月（復学した日が月の末日の場合は、その月までとする。）までの授業料及び施設設備費を免除する。

2 前項の規定により免除する金額は、授業料年額及び施設設備費年額について、それぞれの金額の12分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第59条第2項の規定により、在学年数に算入することとなる期間については、免除しない。

4 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、復学した日の属する月（復学した日が月の末日の場合は、翌月とする。）から授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(転学又は退学等の場合の授業料及び施設設備費)

第90条 学期の途中で転学又は退学を許可された場合若しくは除籍された場合においては、当該納期分までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 停学期間中も、授業料及び施設設備費は納付しなければならない。

(学年の途中で修了する場合の授業料及び施設設備費)

第91条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの学期までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(既納の入学検定料及び学生納付金等の返還)

第92条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により当該各号に定める額を還付する。

(1) 第83条第2項の規程により、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付した学生が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき後学期に係る授業料及び施設設備費に相当する金額

(2) 学期の途中で第56条の規定により休学を許可され又は命ぜられたとき当該学期に係る授業料及び施設設備費について、それぞれの金額の6分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に免除されることとなる月数を乗じて得た金額

(3) その他本学大学院が特に還付が必要と認めたとき必要と認めた学生納付金等の必要と認めた額（入学検定料及び学生納付金等の額その他の取扱等）

第93条 前12条に規定するもののほか、入学検定料及び学生納付金等の額及び納付時期・方法、留年した者及び外国人留学生の学生納付金、授業料及び施設設備費の減免又は猶予等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（学生納付金改定に伴う改正）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（臨床心理学専攻の増設及び学生納付金改定等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条に規定する人間福祉学研究科人間福祉学専攻及び臨床心理学専攻の総定員は、完成年度（平成16年度）のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

	人間福祉学研究科 人間福祉学専攻	人間福祉学研究科 臨床心理学専攻
平成15年度	12人	6人
平成16年度	8人	12人

附 則（生涯学習学研究科生涯学習学専攻の新設及び学則の整備等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する生涯学習学研究科の学生定員は、平成16年度は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
生涯学習学研究科	生涯学習学専攻	6人	6人

附 則（校名変更、人間福祉学研究科人間福祉学専攻の教育課程等の変更及び同専攻において取得することができる教育職員免許状の種類に、高等学校教諭専修免許状「福祉」を追加することに伴う改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（大学名称の変更、法令改正による教員組織の見直し、大学院設置基準の改正、保証人に関する条項の整備、復籍に関する条項の整備、生涯学習学研究科生涯学習学専攻において取得することができる教育職員免許状の種類に高等学校教諭専修免許状「家庭」、中学校教諭専修免許状「家庭」、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、特別支援学校教諭専修免許状を追加すること及び教育課程等の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第69条第1項、第2項及び別表については、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（単位の授与に関する条項の整備に伴う改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（大学院委員会の審議事項及び構成員の整理、教育課程の改正に伴う改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（単位の授与等に関する条項の整備、教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成23年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科人間福祉学専攻の教育課程の変更、休学中の授業料及び施設設備費の免除に係る文言の整理に伴う改正）

- 1 この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯学習生に関する規定の廃止、長期履修に関する規定の追加に伴う改正）
（入学資格に係る条項の整備に伴う改正）

- 1 この学則は、平成24年7月27日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 第45条の2に規定する長期履修については平成24年度入学生から適用する。

附 則（生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻の新設及び生涯学習学研究科生涯学習専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在籍する者について、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学研究科の学生定員は、平成25年度は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻	6人	6人

附 則（生涯学習学研究科生涯学習学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科人間福祉学専攻の教育課程の変更、教育職員免許状の種類及び免許教科の変更、生涯学習学研究科生涯学習学専攻の教育課程の変更、研究指導担当者の教員資格の見直しに伴う改正）

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在籍する者については、第20条、第43条及び第59条を除き、なお従前の例による。

附 則（学校教育法改正及び生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成27年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

別表第1の1（第38条第2項関係）

（平成26年度以降入学生適用）

人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 授業科目一覧表

区 分	授業科目名	単位	授業科目名	単位
人 間 福祉学 領 域	人間福祉学特論	②		
	生活福祉特論	2		
	人間福祉学研究法	2		
社 会 福祉学 領 域	ソーシャルワーク特論	2	地域福祉特論	2
	介護福祉特論	2	社会保障特論	2
	高齢者福祉特論	2	学際領域特論	2
	障害福祉特論	2	社会福祉演習	2
健 康 福祉学 領 域	医療福祉特論	2	保健医学特論	2
	健康福祉特論	2	健康福祉演習	2
	健康科学特論	2		
生 活 科 学 領 域	衣生活学特論	2	福祉環境特論	2
	食生活学特論	2	生活科学演習	2
	住生活学特論	2		
心 理 学 領 域	家族心理学特論	2		
教 育 福祉学 領 域	教育心理学特論	2		
	教育福祉特論	2		
研 究 指 導	人間福祉特別研究Ⅰ	②	人間福祉特別研究Ⅲ	②
	人間福祉特別研究Ⅱ	②	人間福祉特別研究Ⅳ	②

備 考

- 1 表中○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 2 学則第45条第1項に規定する34単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
 - (1) 必修科目：5科目10単位
 - (2) 選択科目：必修科目を除く全授業科目から24単位

別表第1の2（第38条第2項関係）

（平成22年度以降入学生適用）

人間福祉学研究科 臨床心理学専攻 授業科目一覧表

区 分	授業科目名	単位	選択必修の授業科目区分
臨床心理学領域	臨床心理学特論Ⅰ	②	(2) ー (3) ー (4) ー (4) ー (4) ー (5) ー (5) ー (5) ー
	臨床心理学特論Ⅱ	②	
	臨床心理面接特論Ⅰ	②	
	臨床心理面接特論Ⅱ	②	
	人格心理学特論	2	
	家族心理学特論	2	
	精神医学特論	2	
	心身医学特論	2	
	障害者心理学特論	2	
	心理療法特論	2	
	学校臨床心理学特論	2	
	コミュニティ心理学特論	2	
基礎心理学領域	心理学研究法特論	2	(1) ー (2) ー (2) ー (2) ー (3) ー
	認知心理学特論	2	
	生理心理学特論	2	
	発達心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	
演習	臨床心理査定演習	④	(1) ー
	心理学特別演習	4	
実習	臨床心理基礎実習	②	
	臨床心理実習	②	
研究指導	修士論文指導Ⅰ	②	
	修士論文指導Ⅱ	②	
	修士論文指導Ⅲ	②	

備 考

- 表中○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第45条第1項に規定する34単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
 - 必修科目：10科目22単位
 - 選択必修科目：上表の「選択必修の授業科目区分」欄に定める(1)から(5)の区分に応じ、それぞれの区分ごとに各1科目以上2単位以上、計10単位以上（ただし、(1)、(2)及び(3)の区分から授業科目を選択する場合は、いずれかの区分に「基礎心理学領域」の授業科目を1科目以上含めなければならない。）
 - 選択科目：上記(2)の選択必修科目から修得した単位が12単位未満の場合は、必修科目及び(2)で修得した選択必修科目以外の全授業科目から2単位以上

別表第2（第38条第4項関係）

（平成26年度以降入学生適用）

生涯学習学研究科 生涯学習学専攻 授業科目一覧表

区 分	授業科目名	単位	授業科目名	単位
生涯 学習学 理論 領域	生涯学習学特論	②	教育心理学特論	2
	生涯学習環境特論	2	学校心理学特論	2
	生涯発達心理学特論	2	臨床心理学特論	2
	生涯学習行政特論	②	特別支援教育特論	2
	生涯学習計画特論	2	障害者心理学特論	2
	生涯学習評価特論	2	障害者心理学特別演習	2
	生涯学習メディア特論	2	生涯学習支援システム論特別演習	2
	教育学特論	2	生涯学習行政論特別演習	2
	教育指導特論	2	心理検査特別演習Ⅰ	1
	道德教育研究特論	2	心理検査特別演習Ⅱ	1
	教育制度特論	2	学校心理学特別演習	2
生涯 学習 活動論 領域	生涯スポーツ特論	2	生涯スポーツ特別演習（運動指導）	2
	生涯学習施設運営特論	2	生涯学習活動特別演習（絵画）	2
	生涯美術特論	2	生涯学習活動特別演習（彫刻）	2
	生涯美術指導特論	2	生涯学習活動特別演習（自然科学）	2
	美術鑑賞特論	2	継続学習活動特別演習	2
	高齢者学習特論	2	生涯音楽指導特別演習（演奏指導）	2
	生涯音楽指導特論	2		
研 究 指 導	生涯学習特別研究Ⅰ	④	生涯学習特別研究Ⅱ	④

備 考

- 1 表中○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 2 学則第45条第2項に規定する32単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
 - (1) 必修科目：4科目12単位
 - (2) 選択科目：必修科目を除く全授業科目から20単位

別表第3（第38条第6項関係）

（平成27年度以降入学生適用）

生涯スポーツ学研究科 生涯スポーツ学専攻 授業科目一覧表

区 分		授業科目名	単位	授業科目名	単位
基礎 教育 領域		生涯スポーツ学特論	②	地域スポーツ振興特論	2
		生涯学習学特論	②	スポーツ生理学特論	②
		生涯スポーツ施策特論	2	環境・スポーツ適応協賛特論	②
応 用 教 育 研 究 領 域	スポーツ 科学 教育 研究 分野	トレーニング科学特論	2	スポーツ科学演習Ⅰ	②
		スポーツバイオメカニクス特論	2	スポーツ科学演習Ⅱ	②
		スポーツコンディショニング特論	2		
		アスレティックリハビリテーション特論	2		
		身体運動機構特論	2		
	応 用 健 康 科 学 教 育 研 究 分 野	健康医科学特論	2	応用健康科学演習Ⅰ	②
		休養・睡眠学特論	2	応用健康科学演習Ⅱ	②
		健康運動科学特論	2		
		栄養学特論	2		
	スポーツ 教育学 研究 分野	冬季スポーツ指導特論	2	スポーツコーチング特論	2
		ジュニアスポーツ指導特論	2	スポーツ教育学演習Ⅰ	②
		学校体育特論	2	スポーツ教育学演習Ⅱ	②
		野外活動特論	2		
		障がい者スポーツ指導特論	2		
		障がい者心理学特論	2		
		スポーツ心理学特論	2		
	研 究 指 導	特別研究指導Ⅰ	④	特別研究指導Ⅱ	④

備 考

- 1 表中の○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 2 表中の□数字は、分野必修科目の単位数を示す。
- 3 学則第45条第3項に規定する32単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
 - (1) 必修科目：6科目16単位
 - (2) 分野必修科目：2科目4単位
 - (3) 選択科目：必修科目を除く全授業科目から12単位

別表第4の1（第39条第2項関係）

（平成26年度以降入学生適用）

人間福祉学専攻 人間福祉学専攻 教職に関する科目一覧表

授業科目名	単位	免許状の種類及び教科
教師特論	2	本表に掲げる授業科目は、第69条第1項に規定する人間福祉学専攻人間福祉学専攻において取得することができる免許状の種類及び免許教科に係る共通の選択科目である。
授業開発研究特論	2	
教育史特論	2	
教育制度特論	2	
教育経営特論	2	
教育方法特論	2	

備 考

第69条第1項に規定する人間福祉学専攻人間福祉学専攻において取得することができる高等学校教諭専修免許状「福祉」に係る「教職に関する科目」は、この表に定める授業科目のほか、別表第1の1に掲げる授業科目の中から別に定める。

別表第4の2（第39条第2項関係）

（平成21年度以降入学生適用）

生涯学習学専攻 生涯学習学専攻 教職に関する科目一覧表

授業科目名	単位	免許状の種類及び教科
教育史特論	2	本表に掲げる授業科目は、第69条第1項に規定する生涯学習学専攻生涯学習学専攻において取得することができる免許状の種類及び免許教科に係る科目である。
教育経営特論	2	
教育方法特論	2	
教職研究特論	2	
教育課程研究特論	2	
キャリアガイダンス特論	2	
保育原理特論	2	
特別支援教育コーディネーター特論	2	
特別支援教育コーディネーター実践論	2	
知的障害者指導特論	2	
知的障害者指導特別演習	2	
肢体不自由者指導特論	2	
肢体不自由者指導特別演習	2	
病弱教育研究	2	
重複障害者指導特論	2	
発達障害者指導特論	2	

備 考

第69条第1項に規定する生涯学習学専攻生涯学習学専攻において取得することができる中学校教諭専修免許状「保健体育」、「保健」、「家庭」、「美術」、「音楽」、高等学校教諭専修免許状「保健体育」、「保健」、「家庭」、「美術」、「音楽」、「工芸」、「情報」、小学校教諭専修免許状及び幼稚園教諭専修免許状に係る「教職に関する科目」並びに特別支援学校教諭専修免許状に係る「特別支援教育に関する科目」は、この表に定める授業科目のほか、別表第2に掲げる授業科目の中から別に定める。

2. 北翔大学大学院教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学大学院学則（平成13年4月1日施行。以下「大学院学則」という。）

第69条第3項の規定に基づき、北翔大学大学院（以下「本学大学院」という。）に置く教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状の種類)

第2条 本学大学院において、取得することができる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・専攻	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人間福祉学 研究科 人間福祉学 専攻	高等学校教諭専修免許状	福祉
生涯学習学 研究科 生涯学習学 専攻	高等学校教諭専修免許状	保健体育、保健、家庭、美術、音楽、工芸、情報
	中学校教諭専修免許状	保健体育、保健、家庭、美術、音楽
	小学校教諭専修免許状	
	幼稚園教諭専修免許状	
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
生涯スポーツ学 研究科 生涯スポーツ学 専攻	高等学校教諭専修免許状	保健体育
	中学校教諭専修免許状	保健体育

(教職課程の履修資格)

第3条 前条に規定する免許状を得ようとする学生で、教職課程を履修することができる者は、原則として、次の各号に該当すると認めた者とする。

- (1) 学力が優良で、出席が常である者
- (2) 大学院学則第66条に規定する本学大学院修士課程の修了要件を満たす見込がある者
- (3) その他教育職員免許法第5条に規定する免許状の授与が見込まれる者

(教職課程の教育課程)

第4条 本学大学院に置く教職課程の教育課程は、第2条に規定する免許状の種類に応じて、次の各号に掲げる科目の区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 教科に関する科目
- (2) 教職に関する科目
- (3) 教科又は教職に関する科目
- (4) 特別支援教育に関する科目

(教職課程の履修及び単位の修得方法)

第5条 教職課程を履修し、第2条に規定する専修免許状を得ようとする者は、それぞれ同種の1種免許状を取得している者で、基礎資格として修士の学位を取得し、所有している免許状の種類及び免許教科の区分に応じ、それぞれ別表第1から第3に定めるところにより必要な単位を修得しなければならない。

(教職課程の履修届及び辞退届)

第6条 教職課程を履修しようとする学生は、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修をしなければならない。

2 前項の登録をしていない学生は、教職課程を履修することができない。

3 教職課程を履修している学生が、教職課程の履修を中止しようとするときは、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を取り消さなければならない。

(教職に関する科目の履修登録)

第7条 教職課程を履修し、第4条第2号に規定する教職に関する科目を履修するときは、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の履修登録及び授業科目の履修は、学則第46条の規定によるものとする。

(教職課程の履修に係る費用の納付)

第8条 教職課程を履修しようとする学生及び履修している学生は、第6条に規定する教職課程履修届を提出し、第7条に規定する教職に関する科目の履修科目を登録する際に、北翔大学学費等納付金規程の定めるところにより、所定の教職課程履修費を納付しなければならない。

2 前項に定める教職課程履修費を所定の期日までに納付しないときは、教職課程の履修を取り消したものとみなす。

(教育職員免許状の申請手続き)

第9条 教育職員免許状の申請に関する手続きは、教職センターにおいて行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更、人間福祉学研究科人間福祉学専攻に置かれている教職課程の免許状に、新たに福祉の免許状を加えること及び教育課程の一部が変更されたこと並びに機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (規程の整備等に伴う改正)

1 この規程は、平成17年7月12日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (教育課程の改正に伴う改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

2 平成18年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯学習学研究科生涯学習学専攻に置かれている教職課程の免許状に、新たに高等学校教諭専修免許状(家庭)、中学校教諭専修免許状(家庭)、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、及び特別支援学校教諭専修免許状を加えること、並びに教育

課程の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。
- 2 平成19年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（機構改編に伴う改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。但し、別表第2については平成23年度入学生から適用する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻設置に伴い、中学校教諭専修免許状（保健体育）と高等学校教諭専修免許状（保健体育）の教職課程を設置すること、条項の整備及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科人間福祉学専攻に置かれている中学校教諭専修免許状（家庭）と高等学校教諭専修免許状（家庭）の課程認定を取り下げること及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

(平成26年度以降入学生適用)

別表第1 (第5条関係) 人間福祉学研究科 人間福祉学専攻

教科に関する科目及び教職に関する科目

高等学校教諭専修免許状「福祉」

区分	授業科目名	単位数	授業科目の履修及び単位の修得方法
教科に関する科目	社会保障特論	2	第5条に規定する単位は、左欄に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目から24単位以上修得すること。
	地域福祉特論	2	
	高齢者福祉特論	2	
	障害福祉特論	2	
	介護福祉特論	2	
	ソーシャルワーク特論	2	
	社会福祉演習	2	
	健康福祉特論	2	
	医療福祉特論	2	
教職に関する科目	教育心理学特論	2	
	教師特論	2	
	授業開発研究特論	2	
	教育福祉特論	2	
	教育史特論	2	
	教育制度特論	2	
	教育経営特論	2	
	教育方法特論	2	

(平成25年度以降入学生適用)

別表第2の1 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻

教職に関する科目

高等学校教諭専修免許状「保健体育、保健、家庭、美術、音楽、工芸及び情報」
及び中学校教諭専修免許状「保健体育、保健、家庭、美術及び音楽」

区分	授業科目名	単位数	授業科目の履修及び単位の修得方法
教職に関する科目	生涯学習学特論	②	第5条に規定する単位は、左欄に掲げる教職に関する科目から必修4単位を含み、24単位以上修得すること。
	生涯学習計画特論	2	
	生涯学習行政特論	②	
	生涯学習評価特論	2	
	生涯学習メディア特論	2	
	教育学特論	2	
	教育指導特論	2	
	教育心理学特論	2	
	特別支援教育特論	2	
	障害者心理学特論	2	
	継続学習活動特別演習	2	
	学校心理学特別演習	2	
	心理検査特別演習Ⅰ	1	
	心理検査特別演習Ⅱ	1	
	教育史特論	2	
	教育制度特論	2	
	教育経営特論	2	
	教育方法特論	2	

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

(平成23年度以降入学生適用)

別表第2の2 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻

教職に関する科目

小学校教諭専修免許状

区分	授業科目名	単位数	授業科目の履修及び単位の修得方法
教職に関する科目	教育学特論	2	第5条に規定する単位は、左欄に掲げる教職に関する科目から24単位以上修得すること。
	教育指導特論	2	
	教育心理学特論	2	
	特別支援教育特論	2	
	障害者心理学特論	2	
	学校心理学特別演習	2	
	心理検査特別演習Ⅰ	1	
	心理検査特別演習Ⅱ	1	
	教育史特論	2	
	教育制度特論	2	
	教育経営特論	2	
	教育方法特論	2	
	教職研究特論	2	
	教育課程研究特論	2	
	キャリアガイダンス特論	2	
	道徳教育研究特論	2	

(平成23年度以降入学生適用)

別表第2の3 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻

教職に関する科目

幼稚園教諭専修免許状

区分	授業科目名	単位数	授業科目の履修及び単位の修得方法
教職に関する科目	教育学特論	2	第5条に規定する単位は、左欄に掲げる教職に関する科目から24単位以上修得すること。
	教育指導特論	2	
	教育心理学特論	2	
	特別支援教育特論	2	
	障害者心理学特論	2	
	学校心理学特別演習	2	
	心理検査特別演習Ⅰ	1	
	心理検査特別演習Ⅱ	1	
	教育史特論	2	
	教育制度特論	2	
	教育経営特論	2	
	教育方法特論	2	
	教職研究特論	2	
	教育課程研究特論	2	
	キャリアガイダンス特論	2	
	保育原理特論	2	

(平成23年度以降入学生適用)

別表第2の4 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻

特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭専修免許状

区分	授業科目	単位数	中心となる 領 域	含む領域	授業科目の履修及び 単位の修得方法
特別支援教育に関する科目	特別支援教育特論	②			第5条に規定する単位は、 左欄に掲げる特別支援教育に 関する科目から必修24単位を 修得すること。
	障害者心理学特論	②	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	
	心理検査特別演習Ⅰ	①	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	
	心理検査特別演習Ⅱ	①			
	特別支援教育コーディネーター 特論	②	重複・LD等	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	特別支援教育コーディネーター 実践論	②	重複・LD等	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	知的障害者指導特論	②	知的障害者		
	知的障害者指導特別演習	②	知的障害者		
	肢体不自由者指導特論	②	肢体不自由者		
	肢体不自由者指導特別演習	②	肢体不自由者		
	病弱教育研究	②	病弱者		
	重複障害者指導特論	②	重複・LD等		
	発達障害者指導特論	②	重複・LD等		

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

(平成25年度以降入学生適用)

別表第3 (第5条関係) 生涯スポーツ学研究科 生涯スポーツ学専攻

教科に関する科目

高等学校教諭専修免許状「保健体育」及び中学校教諭専修免許状「保健体育」

区分	授業科目名	単位数	授業科目の履修及び単位の修得方法
教科に関する科目	学校体育特論	2	第5条に規定する単位は、左欄に掲げる教科に関する科目から必修6単位を含み合計24単位以上修得すること。
	生涯スポーツ学特論	②	
	生涯スポーツ施策特論	2	
	地域スポーツ振興特論	2	
	スポーツ心理学特論	2	
	野外活動特論	2	
	冬季スポーツ指導特論	2	
	スポーツバイオメカニクス特論	2	
	環境・スポーツ適応協賛特論	②	
	スポーツ生理学特論	②	
	トレーニング科学特論	2	
	アスレティックリハビリテーション特論	2	
	休養・睡眠学特論	2	
	健康医科学特論	2	

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

3. 北翔大学聴講生規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第76条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第73条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第68条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に聴講生として入学することができる者は、当該授業科目を聴講する学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書
- (3) 本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書
- (4) 聴講期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するときは、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

- 2 前項の選考は、聴講しようとする授業科目ごとに選考を行い、必要に応じ相応の試験を課することができる。
- 3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による聴講生入学許可書を交付する。
- 4 聴講生には、別に定める聴講生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

(入学の時期)

第6条 聴講生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。

(聴講期間)

第7条 聴講生の授業科目の聴講期間は、1年又は6ヶ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。

(聴講した授業科目の単位)

第8条 聴講生には、聴講した授業科目についての単位は、授与しない。

(施設等の利用)

第9条 聴講生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用することができる。

(退学)

第10条 聴講生が退学しようとするときは、別紙様式第4による聴講生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 聴講生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

2 聴講生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 聴講生の入学検定料、入学金及び聴講料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更及び学科名称変更等に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

4. 北翔大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第77条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第74条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第69条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に科目等履修生として入学することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 履修を希望する授業科目を履修する学力があると認められる者
- (2) 単位を修得することを希望する者

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書
- (3) 本学の学部等の聴講生並びに本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等
- (4) 履修期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するときは、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

- 2 前項の選考は、履修しようとする授業科目ごとに行い、必要に応じ相応の試験を課することができる。
- 3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による科目等履修生入学許可書を交付する。
- 4 科目等履修生には、別に定める科目等履修生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の授業科目の履修期間は、1年又は6ヶ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。

(単位の授与及び証明書)

第8条 当該授業科目の試験に合格した科目等履修生には、所定の単位を授与する。

2 前項に規定する単位の授与、試験及び成績判定については、本学の学部にあつては本学学則第48条、第54条及び第55条、大学院の研究科にあつては大学院学則第47条、第53条及び第54条、短期大学部にあつては短期大学部学則第43条、第50条及び第51条の規定を適用する。

3 学長は、科目等履修生から願い出があつたときは、単位修得証明書を交付する。

(施設等の利用)

第9条 科目等履修生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用することができる。

(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、別紙様式第4による科目等履修生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 科目等履修生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

2 科目等履修生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があつたとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 科目等履修生の入学検定料、入学金及び科目等履修料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (学則の改正に伴う聴講生制度の創設及び未制定であつた大学院における科目等履修生

の出願、選考及び入学手続き等に関する事項を、本学及び短期大学部における科目等履修生と同一の取り扱いとするため、一元化した規程として整備することに伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
- 2 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修規程（平成7年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修生の取り扱いの特例に関する申し合せ（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

附 則（出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正）

- 1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則（校名変更及び学科名称変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正）

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

5. 北翔大学研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則第79条第3項及び北翔大学大学院学則第77条第3項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）及び北翔大学大学院（以下「大学院」という。）における研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部及び大学院の研究科（以下「学部等」という。）に研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当し、特定の専門的事項について研究をする目的をもつ者とする。

- (1) 学校教育法による大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 外国において学校教育による16年の課程を修了した者

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業又は修了（見込）証明書
- (4) 最終学校の成績証明書

(5) その他本学及び大学院が必要とする書類・証明書等

2 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書の添付を要しない。

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願い出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

2 前項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による研究生入学許可書を交付する。

3 研究生には、別に定める研究生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

(入学の時期)

第6条 研究生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、特別の事由があるときは、1年未満とすることができる。

2 研究生がその研究を継続し、又は引き続き新たな専門的事項について研究しようとするときは、別紙様式第4による研究生継続願に第16条に定める研究報告書を添えて学長に願い出ることができる。

3 前項の規定による願い出があったときは、教授会等の選考を経て、学長が継続を許可することができる。

4 前項の継続を許可された者に対し、学長は、別紙様式第5による研究生継続許可通知書を交付する。

(指導教員)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

2 指導教員は、教授会等の議を経て、学部等の長が、所属する学部等の教授、准教授又は専任の講師のうちから指名する。

(授業科目の履修)

第9条 指導教員が研究遂行上支障がないと認めたときは、研究生は、本学、大学院又は北翔大学短期大学部の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により授業科目を履修しようとする者は、北翔大学聴講生規程及び北翔大学科目等履修生規程の定めるところにより、所定の手続きを経なければならない。

(施設等の利用)

第10条 研究生は、別に定めがある場合を除き、本学及び大学院の施設等を利用することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、別紙様式第6による研究生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第12条 研究生は、本学及び大学院の諸規則を遵守しなければならない。

2 研究生が本学及び大学院の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく研究活動を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第13条 研究生の入学検定料、入学金、研究料及び施設設備費の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

2 第7条第2項の規定により研究生を継続しようとする者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(研究期間が1年未満の場合の研究料及び施設設備費)

第14条 第7条ただし書きの規定により研究期間を1年未満として入学を許可された場合、研究料及び施設設備費は、入学を許可された日の属する月から研究期間が終了した日の属する月までの月割りとし、次の算式により算出した額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

$\{(研究料年額 + 施設設備費年額) \times 研究期間の月数\} \div 12$

2 前項の場合で、第7条第3項の規定により継続を許可された研究生については、「入学を許可された日の属する月」とあるのは、「継続を許可された日の属する月（継続を許可された日が月の途中であるときは、継続を許可された日の属する月の翌月）」と読み替えて適用する。

(研究報告書)

第16条 研究生は、研究期間の終了時、又は継続を願い出るときには、別紙様式第7による研究報告書を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(研究証明書)

第17条 研究生で、前条に定める研究報告書を提出し、相当の成績があると認められる者には、学長

は、教授会等の議を経て、研究証明書を交付することができる。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第19条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (学則の改正に伴う委託研究員制度の廃止及び聴講生制度の創設並びに未制定であった大学院における研究生の出願、選考及び入学手続き等に関する事項を、本学における研究員と同一の取り扱いとするため、一元化した規程として整備することに伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者（継続者を含む。）から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に研究生として在籍する者で、第8条の規定により引き続き研究生の継続を許可された者の第10条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更及び法令改正による教員組織の見直しに伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (研究報告書について定めたことに伴う改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

6. 北翔大学大学院 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者 選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）における独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

(返還免除候補者)

第2条 返還免除候補者として機構に推薦することのできる者は、大学院において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(選考)

第3条 返還免除候補者の選考は、第5条に規定する委員会において、当該学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（機構が定める奨学規程（平成16年規程第16号）第47条第2項に定めるものをいう。）について、別に定める選考基準に基づき、総合的に評価して行うものとする。

(推薦)

第4条 学長は、前条の選考に基づき、返還免除候補者に順位を付し、機構が定める業績優秀者返還免除申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し、推薦するものとする。

(委員会の設置)

第5条 返還免除候補者の選考を行うため、大学院委員会に北翔大学大学院日本学生支援機構返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第6条 選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各研究科長
- (4) その他学長が必要と認めたもの

(審議事項)

第7条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 返還免除候補者の選考に関すること。
- (2) 選考基準及びその取扱いに関すること。
- (3) その他返還免除候補者の選考及び推薦に関する必要な事項

(委員長)

第8条 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第9条 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務所管)

第10条 この規程に基づく事務処理及び選考委員会に関する事務は、関連部課の協力を得て教育支援総合センター学生生活支援オフィスが行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、選考委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年11月8日から実施する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (組織機構改正に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

7. 北翔大学大学院 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者 選考基準

1. 北翔大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程第3条の規定に基づく奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考基準については、この基準の定めるところによる。
2. 専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては、次に挙げる学内外における業績を点数化し、総合的に評価して行うものとする。この場合において、大学院における教育研究活動等に関する業績、専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績の区分及び証明する書類については別表1によるものとする。
3. 特に優れた業績の評価項目（以下「評価項目」という。）
 - (1) 学位論文その他の研究論文
 - ①学位論文が優れている。
 - ②学位論文以外の研究論文が特に優れている。
 - ③学会誌等への論文掲載がある。
 - ④学術雑誌等への掲載がある。
 - ⑤国際会議論文がある。
 - ⑥学会での発表がある。
 - ⑦学会での表彰がある。
 - (2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果
 - ①特定の課題についての優れた研究の成果がある。
 - (3) 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）
 - ①優れた著書、データベースその他の著作物がある。
 - ②社会的評価が顕著な著書、データベースその他の著作物がある。
 - (4) 発明
 - ①特許・実用新案等が特に優れている。
 - ②特許・実用新案などの取得あるいは出願がある。
 - (5) 授業科目の成績
 - ①優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められた。
 - ②成績評価等により特に優秀と認められた。
 - (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - ①ティーチングアシスト等による教育活動への貢献が顕著である。
 - ②非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。
 - (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
 - ①教育研究活動の成果として全国的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。
 - ②教育研究活動の成果として国際的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。
 - (8) スポーツの競技会における成績
 - ①教育研究活動の成果として全国的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。
 - ②教育研究活動の成果として国際的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。

(9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

①教育研究に関するボランティア活動が顕著である。

②教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が学内外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究と評価されたものがある。

4. 評価項目に関する業績(1)、(2)及び(3)を主要業績群、それ以外を参考業績群とし、評価の比重は2：1とする。

(1) 主要業績群は、評価項目(1)、(2)、(3)の業績について、特に優れた業績の評価をAA（10点）及びA（8点）とし、優れた業績の評価をB（6点）、C（4点）及びD（2点）とする。

(2) 参考業績群は、評価項目(4)から(9)の業績について、特に優れた業績の評価をAA（5点）及びA（4点）とし、優れた業績の評価をB（3点）、C（2点）及びD（1点）とする。

5. 候補者の選考は、各評価項目の合計である総合評価点の高い順に行う。

附 則

この基準は、平成17年11月8日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

評価項目

【別表1】

	専攻分野に関する業績	日本学生支援機構が定める評価基準	特に優れた業績の評価項目		証明する書類
			大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績	
主要業績群 評価 AA (10点) A (8点) B (6点) C (4点) D (2点)	(1) 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	①学位論文が特に優れている。 ②学位論文以外の研究論文が特に優れている。	③学会誌等への論文掲載がある。 ④学術雑誌等への掲載がある。 ⑤国際会議論文がある。 ⑥学会での発表がある。 ⑦学会での表彰がある。	①学位論文 ②論文別刷り ③論文別刷り ④掲載論文誌 ⑤講演論文集 ⑥研究業績目録等 ⑦賞状等 ⑧その他、①～⑦以外の該当書類
	(2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	①特定の課題についての優れた研究の成果がある。		①報告書等 ②その他、①以外の該当書類
	(3) 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	①(1)、(2)以外の優れた著書、データベースその他の著作物がある。	②(1)、(2)以外の社会的評価が顕著な著書、データベースその他の著作物がある。	①出版物 ②賞状等 ③その他、①②以外の該当書類
参考業績群 評価 AA (5点) A (4点) B (3点) C (2点) D (1点)	(4) 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	①特許・実用新案等が特に優れている。	②特許・実用新案などの取得あるいは出願がある。	①出願資料 ②特許取得を証明するもの ③その他、①②以外の該当書類
	(5) 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を取得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	①優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められた。 ②成績評価等により特に優秀と認められた。		①成績証明書 ②指導教員判定書 ③その他、①②以外の該当書類
	(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	①ティーチングアシスト等による教育活動への貢献が顕著である。	②非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。	①業務内容報告書 ②指導教員の所見 ③その他、①②以外の該当書類
	(7) 音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。		①教育研究活動の成果として全国的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。 ②教育研究活動の成果として国際的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。	①②賞状等。作品の場合は、当該作品作品の写真、コピー等 ③その他、①②以外の該当書類
	(8) スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を納める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。		①教育研究活動の成果として全国的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。 ②教育研究活動の成果として国際的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。	①②賞状、記録証等 ③その他、①②以外の該当書類
	(9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	①教育研究に関するボランティア活動が顕著である。	②教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が学内外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究と評価されたものがある。	①具体的な活動内容報告書等 ②機関等からの感謝状や具体的な活動内容報告書等 ③その他、①②以外の該当書類

8. 北翔大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）の学生及び北翔大学学内学生団体に関する規程（昭和38年6月1日施行）に規定する学内学生団体（以下「学生団体」という。）の表彰制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 北翔大学学則第74条、北翔大学大学院学則第71条及び北翔大学短期大学部学則第66条に規定する学生の表彰については、この規程を適用するものとする。

(目的)

第2条 本学の学生表彰制度は、在学中に、学業、課外活動及び学術、芸術、ボランティア、スポーツ、文化、その他の社会的な活動（正課及び課外活動を除く。以下「社会活動」という。）において精励し、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、優秀な功績又は成果を修めた学生及び学生団体を表彰し、将来国際的な実社会でリーダーとして意欲的に活躍できる優秀な人材を育成し、もって、本学のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び被表彰者等の資格等)

第3条 表彰の種類及び被表彰者（学生団体を含む。以下同じ。）の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学業成績表彰 向学心が高く、品行方正であり、かつ、学業に精励し、特に優秀な成績を修めた人物優秀な学生
- (2) 課外活動表彰 課外活動が活発であり、その成果が特に顕著で、かつ、課外活動の振興に功績があった人物優秀な学生及び学生団体
- (3) 社会活動表彰 社会活動において、社会的に高い評価を受ける功績又は善行のあった人物優秀な学生及び学生団体

2 前項各号に掲げる表彰の被表彰者で、特出した功績又は成果を修め、本学の名声及び名誉を著しく高めるなど学生の模範となる功績又は善行のあった学生及び学生団体に対しては、特別表彰をすることができる。

3 前項の特別表彰は、浅井淑子特別賞と称する。

(対象期間)

第4条 前条に規定する表彰に係る功績又は成果等の評価の対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生である被表彰者にあつては、正規の在学年限とする。ただし、前条第1項第2号及び第3号に規定する表彰のうち、特に必要があると認められるときは、表彰に値する当該功績又は成果等があった年度とすることができる。
- (2) 学生団体である被表彰者にあつては、各年度とする。

(表彰の日)

第5条 表彰は、学位記授与式（短期大学部にあつては卒業・修了式）の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、被表彰者が卒業生又は修了生でない学生及び学生団体の場合は、別に定める日とすることができる。

(表彰状の授与)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて記念品を贈呈することがある。

(被表彰候補者の選考)

第7条 被表彰候補者の選考は、学生生活支援委員会が行う。

2 前項の選考にあたり、教育支援総合センター長は、学習支援委員長、学科長、研究科長及び学生団体の顧問（以下「学科長等」という。）に、被表彰候補者の推薦を求めるものとする。

3 推薦を求められた学科長等は、推薦候補者がある場合は、別に定める被表彰候補者推薦書に必要な証明書類等を添付し、教育支援総合センター長に推薦するものとする。

4 教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において審査・選考を行い、被表彰候補者を学長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者の決定は、教育支援総合センター長の報告に基づき、教授会（大学院の学生にあっては、大学院委員会とする。）の議を経て学長が行う。

(事務所管)

第9条 学生表彰に関する事務は、学生生活支援オフィスが行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、被表彰者の選考その他学生表彰制度の運用に関し必要な事項は、学生生活支援委員会の議を経て学長が別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 北海道浅井学園大学短期大学部表彰規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

9. 北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、北翔大学（北翔大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）における学則の規定（北翔大学学則第14条第7号及び第75条、北翔大学短期大学部学則第9条第7号及び第68条並びに北翔大学大学院学則第9条第7号及び第72条の規定をいう。以下「学則の規定」という。）に基づく本学学生の指導及び罰則の適用並びに運用等に関し必要な指針を示すものとする。

(目的)

第2条 前条の指針は、本学学生が刑事及び民事上等の犯罪又は犯罪に類する行為その他学則の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為（以下「不祥事」という。）があった場合の、当該不祥事を行った学生に対する学則の規定に基づく指導及び罰則の適用区分、種類、内容及び手続き等の取り扱いの基本方針並びに発生防止の措置等を示し、学部（短期大学部及び大学院の研究科を含む。以下「学部等」という。）及び学科（短期大学部の専攻科及び大学院の専攻を含む。以下「学科等」という。）会議並びに学生生活支援委員会における審議に資するとともに不祥事の発生を防止し、もって、本学の安全と健全な教育環境を維持することを目的とする。

2 前項に規定する不祥事のうち、学内的にも社会的にも特に重大な不祥事の場合の罰則の適用及び処分内容の審議にあたっては、本学顧問弁護士の意見を求め、適切に対処するものとする。

(指導及び罰則の区分)

第3条 学生が不祥事を行った場合の指導及び罰則の区分は、教育的な配慮による指導措置（以下「措置」という。）及び懲戒処分（以下「処分」という。）とする。

(措置の種類)

第4条 措置は、処分に至らない不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促し、再発防止を指導するために行う教育的指導措置とする。

2 措置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 厳重注意
- (2) 自宅謹慎

3 前項各号に規定する措置は、口頭又は文書により行うものとし、第2号に規定する自宅謹慎の期間は、不祥事の内容に応じ、1週間以上3カ月以内とする。

(処分の種類)

第5条 処分は、学則の規定に基づく処分に該当する不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促すとともに当該行為を戒め、再発防止を指導するために行う処分又は本学の健全な教育環境を維持するために学生の身分を消滅させる処分とする。

2 処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項各号に規定する処分は、処分通知書の交付を以て行うものとし、第2号に規定する停学の期間は、不祥事の内容に応じ、1週間以上無期とする。

(不祥事の種類)

第6条 このガイドラインに示す不祥事とは、窃盗・恐喝・監禁・拘束・暴行・虐待・殺傷・セクシャルハラスメント・詐欺・経済的又は精神的な不安・苦痛を与える勧誘・強要・薬物等の所持・使用・販売・指定場所以外又は20才未満の喫煙・施設・設備・備品等の故意による破損・損壊・ネットワークのデータ妨害・システム妨害・不正アクセス等、試験における不正行為、重大な交通違反その他これらに類する行為で、学内秩序の維持や本学学生及び教職員（以下「学生等」という。）に恐怖・迷惑・不安・不快等を与え又は社会正義に違反する行為をいう。

(処分等の適用基準等)

第7条 学生が行った前条に掲げる不祥事で、本ガイドラインに基く措置又は処分（以下「処分等」という。）の適用区分及び基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 本学構内（教育実習又は課外活動等で本学の管理下で行われる学外の施設等を利用する場合を含む。）で行った不祥事の場合
 - イ 当該不祥事が、凶悪・凶暴・破廉恥その他学内秩序の維持及び他の学生等に恐怖・迷惑又は不安等直接重大な悪影響を及ぼす行為の場合並びに口に掲げる不祥事の場合で再犯行為があったときは、原則として処分を適用する。
 - ロ 当該不祥事が、他の学生等に影響がない軽微な行為又は特定の学生等との関わりで、双方で和解が成立した行為の場合は、原則として措置を適用する。
- (2) 学外で行った不祥事で、刑事及び民事上等の犯罪に該当し、逮捕又は拘留された不祥事の場合
 - イ 当該不祥事が、凶悪・凶暴・破廉恥その他本学の名誉を著しく傷つけ、本学に社会的な悪影響が生ずる恐れがあると認められる重大な行為の場合は、原則として処分を適用する。
 - ロ 当該不祥事が、イに掲げる以外の行為で、本人自身又は本学の学生等以外の者に係わる行為の場合は、原則として、司直の処分等に委ねるものとし、その行為の内容に応じては、措置を適用することがある。
- 2 前項に規定する不祥事を行った学生に対する処分等は、第4条第2項各号に規定する措置及び第5条第2項各号に規定する処分のいずれか一の処分等を行うものとし、同一の不祥事について、複数の処分等を併せ行うことはできない。
- 3 第5条第2項各号に規定する処分の適用を受けた学生の学籍簿には、当該処分の内容を記録するものとする。

(退学願又は休学願が提出された場合の取扱)

第8条 第6条に掲げる不祥事を行った学生から、当該行為を反省し、自ら謹慎し、又は本学を辞するため、学則に基づき、学長に休学願又は退学願の提出があったときは、次の基準により取り扱うことを基本とする。ただし、当該不祥事が前条第1項第1号のイ又は第2号のイに該当し、第5条第2項第3号に掲げる退学の処分が適当と認められる場合を除くものとする。

- (1) 退学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等（判決を含む。以下同じ。）の結果にかかわらず退学を許可することができるものとする。
- (2) 休学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等の結果又は経過を考慮して前条の基準を適用し、休学を許可することができるものとする。ただし、休学の期間は、6カ月を超えないものとする。
- 2 前項各号の規定に基づき退学又は休学を許可するにあたっては、第4条第2項第1号に規定する措置を行うものとする。

(退学勧告)

第9条 学生が行った不祥事のうち、第5条第2項第3号に規定する退学の処分が適当と認められるとき（前条第1項ただし書に該当する場合を除く。）は、当該学生の所属する学部長（研究科長を含む。以下「学部長等」という。）は、当該学生に退学願の提出を勧告することができる。

2 前項の勧告を行うにあたっては、所属学部長等は、教育支援総合センター長と協議するものとする。

3 前項の協議があったときは、教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において第11条第1項の規定を準用し、事前審査を行うものとする。

(不祥事の確認及び特別委員会の設置)

第10条 報道その他の情報等により、学生が第6条に規定する不祥事を行ったことが判明したときは、当該学生の所属する学科長（研究科長を含む。）は、教育支援総合センター長及び事務局長と共同して事実確認にあたりとともに、当該学生の所属する学科長（研究科長を含む。）は不祥事発生についての報告を当該学部長に、教育支援総合センター長は学長及び副学長に行う。

2 前項の事実確認後、当該学生の所属する学科長は当該学部長に、学生生活支援オフィス長は、学長及び副学長にその内容を報告するものとする。

3 第2項の事実確認の結果、当該不祥事が重大で、第7条第1項第1号のイ又は第2号のイの基準に該当すると認められ、調査及び防止対策その他必要な措置を講ずる必要があると判断される場合には、教育支援総合センター長は、学長に報告し、学長は、関係者による特別委員会を設置するものとする。

(処分等の審査及び決定手続)

第11条 教育支援総合センター長は、学生が第7条に該当すると認められる不祥事で、前条第3項の規定に基づき特別委員会が設置された場合には、その審査結果について、それ以外の場合は、直ちに関係学科長（研究科長を含む。）と協議の上、学生生活支援委員会において第7条各号に規定する不祥事に対する処分等について審査を行い、第5条第2項各号に規定する処分が相当と判断した審査結果について学長に報告するものとする。学長は、教授会（大学院委員会を含む。）の議を経て処分を決定する。

2 教育支援総合センター長は、前項の学生生活支援委員会の審査の結果、第4条第2項各号に規定する措置が相当と判断した場合は、その旨を該当学生の所属する学部長に通知し、該当の学部長は、該当の学科会議及び学部会議（研究科委員会を含む。）において審査を行い、その結果を別紙様式第1による措置報告書により学生生活支援オフィス長及び学長に報告し、承認を得て措置を決定する。教育支援総合センター長は、第12条の規定する措置の通告が行われたとき、教授会（大学院委員会を含む。）においてその経過と措置内容について報告をするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条に規定する不祥事のうち当該不祥事が、指定場所以外又は20才未満の喫煙の場合は、「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」に、試験における不正行為の場合は、「北翔大学における試験時に不正行為を行った学生の取扱要項」に定める基準及び手続き等により処分等を行うものとする。

(処分等の通告及び処分等の日)

第12条 前条第1項から第3項の規定に基づく処分等の該当学生への通告は、教育支援総合センター長が、別紙様式第2による懲戒処分通知書又は別紙様式第3による謹慎措置通知書を交付することにより行うものとし、その効力の発生日は、当該通知書の交付の日とする。

2 前条第2項の規定に基づく措置の当該学生への嚴重注意の通告は、当該学生の所属する学部長等が、口頭により行うものとし、その効力の発生日は、口頭による通告の日とする。

3 教育支援総合センター長は、学生に対し前2項に規定する処分等の通告を行ったときは、当該学生の父母等にその旨を通知するものとする。

(不祥事発生の防止措置等)

第13条 教育支援総合センター長は、不祥事等が発生した場合は、速やかに学生掲示板等に事実関係を公表して周知すると共に学生に同種不祥事の再発防止を告示し、不祥事発生の防止と本学の安全及び健全な教育環境の維持に努めなければならない。

2 学部長等、学科長及びクラス担任（ゼミ担当教員を含む。）のほか全教職員は、教育支援総合センター長を助け、クラスミーティング、ゼミナール、ガイダンス、オリエンテーション等の機会を捉え、全学生に対するポスター等資料の配布、ビデオ等視聴覚資料の利用、構内放送、学生便覧等学内広報誌への掲載を通じ、啓発活動と学生指導を徹底し、不祥事の発生防止に努めるものとする。

(事務所管)

第14条 本学学生の処分等に関する事務は、学生生活支援オフィスが行う。

(改正)

第15条 このガイドラインの改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 このガイドラインは、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成17年4月1日から実施する。

附 則（措置の種類等の整備に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成18年4月1日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

10. 北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項

(趣旨)

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン(平成18年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。)第11条第3項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不祥事のうち、指定場所以外又は20才未満の喫煙の行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

(喫煙ルール)

第2 本学では、学生の新たな21世紀文化人としてのより一層の教養を涵養するため、禁煙・分煙ルール(以下「ルール」という。)を学風に組み込み、これを徹底し、指定の場所以外における喫煙及び未成年者の喫煙を禁止する。

(指定喫煙場所の位置)

第3 第2に規定する指定の喫煙場所は、次のとおりとする。

- (1) 1号棟2階 学生ホール 喫煙コーナー
- (2) PAL棟4階 食堂テラス 喫煙コーナー
- (3) 6号棟2階 学生ホール 喫煙コーナー
- (4) 雅館A棟1階 喫煙コーナー

(喫煙監視員による学内巡回の実施等)

第4 第2に規定するルールの完遂を期するため、教職員及び喫煙監視パトロール員(以下「監視員等」という。)による学内巡回を適宜実施する。

2 監視員等は、ルールに違反する学生があったときは、学生証の提示を求め所属、氏名、学年等を確認するものとする。

3 学生は、常に学生証を携帯し、監視員等から学生証の提示を求められたときは、直ちに提示しなければならない。

4 ルールが遵守されなかったと判断された場合には、本学キャンパス内の全面禁煙化の断をもって対処することがある。

(違反行為に対する措置等)

第5 第2に規定するルールに対する違反行為があった場合は、当該学生に対し、厳重注意及び自宅謹慎の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する違反行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 未成年者の喫煙 学内のいかなる場所での喫煙も全て違反行為とする。
- (2) 成年者の指定喫煙場所以外での喫煙

3 前項に規定する違反行為があった場合の措置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1回目の違反者 厳重注意措置及び学生生活支援委員会が定める1ヶ月間の教育的指導活動等を課すものとする。ただし、当該教育的指導活動等の評価に基づき当該期間を短縮できるものとする。
- (2) 第2回目の違反者 1カ月の自宅謹慎措置とする。
- (3) 第3回目の違反者 3カ月の自宅謹慎措置とする。

4 前項各号に掲げる違反者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育支援総合センター長等から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

- 5 教育支援総合センター長は、第3項第1号に規定する違反者に対する厳重注意の通告は、口頭により行うものとし、その効力の発行日は、口頭による通告の日とする。
 - 6 教育支援総合センター長は、第3項第2号及び第3号に規定する違反者に対し、当該違反を行った日から謹慎措置通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。
 - 7 前項の自宅待機期間は、第3項第2号及び第3号に規定する自宅謹慎期間に算入しない。
(ルールに違反した学生の取扱)
- 第6 ルールに違反した学生の取り扱いについては、別紙の「学内における喫煙ルールに違反した本学学生の取り扱い（平成18年2月21日学生委員会決定）」に基づき対応するものとする。
(教育支援総合センター長の教授会等への報告)
- 第7 教育支援総合センター長は、違反者について、第5の第3項に規定する厳重注意及び自宅謹慎の措置を行ったときは、学生生活支援委員会及び教授会（大学院委員会を含む。）に報告するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。
附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）
- 1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（違反行為に対する措置等の整備に伴う改正）
- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（校名変更に伴う改正）
この要項は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（組織機構改正に伴う改正）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

11. 北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項

(趣旨)

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン（平成16年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。）第11条第2項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不祥事のうち、試験における不正行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

(試験における受験心得)

第2 学生は、学則の規定（北翔大学学則第54条、北翔大学短期大学部学則第50条及び北翔大学大学院学則第53条）に基づく科目試験の受験（以下「試験」という。）にあたっては、学生としての本分を自覚し、少しでも不正・不注意の行為を行ってはならない。

2 試験にあたり、次の各号に掲げる不正行為を行った者は、当該授業科目及び当該授業科目の試験と同一の学期に実施される全ての授業科目の試験を無効とする。

- (1) カンニングペーパー及びこれに類するものを所持又は使用すること。
- (2) 身代わり受験すること。
- (3) 机上等への書き込みをし、かつ、見ること。
- (4) 他人の答案をのぞき見ること、及び故意に見せること。
- (5) 他人の学生証で受験すること。
- (6) 指定された書籍、辞書等以外のものを使用すること。
- (7) その他不正とみなされる行為をすること。

(処分等)

第3 第2の第2項各号に規定する不正行為があった場合は、当該学生に対し、ガイドライン第4条第2項第1号に規定する自宅謹慎の措置又は第5条第2項第2号に規定する停学若しくは第3号に規定する退学の処分を講ずるものとする。

2 前項に規定する不正行為があった場合の措置又は処分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1回目の不正行為者 1週間の自宅謹慎措置とする。
- (2) 第2回目の不正行為者 3カ月の停学処分とする。
- (3) 第3回目の不正行為者 退学処分とする。

3 前項各号に掲げる不正行為者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育支援総合センター長及び所属学科長（研究科長を含む。）から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

4 教育支援総合センター長は、不正行為者に対し、当該行為を行った日から謹慎措置通知書又は懲戒処分通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。

5 前項の自宅待機期間は、第2項第1号及び第2号に規定する自宅謹慎期間及び停学期間に算入しない。

(退学勧告)

第4 第3の第2項第3号に規定する不正行為者に対しては、ガイドライン第9条第1項の規定を準用するものとする。

(不正行為を行った学生の取扱)

第5 不正行為を行った学生の取り扱いについては、別紙の「試験における不正行為を行った本学学生の取り扱い（平成16年2月20日学生委員会決定）」に基づき対応するものとする。

（教育支援総合センター長の教授会等への付議及び報告）

第6 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第1号に規定する措置を行ったとき及び第4の規定に基づき退学願の提出があったときは、学生生活支援委員会及び教授会（大学院委員会を含む。以下同じ。）に報告するものとする。

2 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第2号の規定に基づく停学処分又は第3号の規定に基づく退学処分をしようとするときは、学生生活支援委員会の議を経て教授会に付議しなければならない。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

12. 北翔大学大学院 奨学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学大学院（以下「本学」という。）の奨学制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の奨学制度は、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保し、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生等に対して学生納付金等（以下「学納金」という。）の減免を行い、もって、学生の修学を支援することを目的とする。

(奨学金及び奨学生)

第3条 本学が行う学納金の減免を奨学金といい、奨学金を受ける者を奨学生という。

2 前項に規定する奨学生の種類及び奨学生の対象者は、人物優秀で、次の各号に定める者とする。

- (1) 入学時特待奨学生：当該年度の入学生で、向学心が高く、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者
- (2) 成績優秀特別奨学生：向学心が高く、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者

(奨学金の内容等)

第4条 前条に規定する本学の奨学金の内容は、次の各号に定める。

- (1) 入学時特待奨学生：入学年度後学期授業料の半額免除とする。
- (2) 成績優秀特別奨学生：授業料の全額免除又は半額免除とする。なお、特に優秀な者は最終年次までの授業料全額を免除することができる。

(奨学生の適用)

第5条 入学時特待奨学生及び成績優秀特別奨学生の適用範囲及び対象人数は、北翔大学大学院奨学生の募集及び選考等の取扱要項（以下「取扱要項」という。）に定める。

(奨学生の募集の方法及び時期)

第6条 奨学生の募集の方法及び時期に関する事項は、取扱要項に定める。

(奨学生の選考、採用)

第7条 入学時特待奨学生及び成績優秀特別奨学生の選考は、次の各項に定める手続きにより行うものとする。

2 入学時特待奨学生は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 奨学生採用候補者のうちから研究科委員会の審査・選考を経て、学長が採用を決定するものとする。
- (2) 奨学生の決定は、大学院委員会に報告するものとする。

3 成績優秀特別奨学生は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 別に設置する選考委員会において審査・選考を行い、奨学生採用者を決定する。
- (2) 前号に規定する選考委員会は学長、研究科長、学部長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、事務局長をもって構成し、委員長には学長をもって充てる。
- (3) 奨学生の決定は、大学院委員会に報告するものとする。

(採用の通知及び報告)

第8条 前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、学長は、本人及び関係者に通知するものとする。

2 学長は、前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、理事長に報告するものとする。
(奨学生の義務等)

第9条 奨学生として採用された者は、本学奨学制度の目的を十分に理解し、常に本学学生としての自覚をもって行動するとともに勉学に励まなければならない。

2 奨学生は、年度末までに、別に定める奨学生報告書を提出しなければならない。
(奨学生資格の喪失)

第10条 奨学生が年度の途中で転学、退学、除籍、又は死亡等により本学学生の身分を失ったとき、休学及び本学学則に違反し懲戒処分を受けたとき若しくは当該年度の学費等が学期の末日まで、又は延・分納の手続きによる納付が履行されないときは、その日の属する月を以て、奨学生の資格を喪失するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生が病気その他止むを得ない事情で休学した場合で、その期間が3ヶ月未満であり、かつ、当該年度内に復学した場合は、学長が特に必要と認めた場合に限り、復学した日の属する月の翌月から奨学生の身分を復活させることができる。
(奨学金の返還)

第11条 奨学生が前条第1項の規定により奨学生資格を喪失したときは、前条第2項に該当する場合を除き、既に給付した奨学金を返還させることができる。
(所管)

第12条 この規程に基づく奨学金に関する事務は、学生生活支援オフィスが所管する。
(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学生の募集及び選考その他奨学制度の運用に関し必要な事項は、常勤理事会の議を経て学長が別に定める。
(改正)

第14条 この規程の改正は、常勤理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（奨学融資奨学生の廃止に伴う改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（成績優秀特別奨学生の追加に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

13. 学校法人浅井学園キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 学校法人浅井学園（以下「学園」という。）は、学園の教育活動や研究活動の場に在学・在籍・勤務する人、及びそれに関連する構成員に対する、あらゆる形の嫌がらせや人権侵害をなくし、これら全ての人々が快適な環境で教育・学習・研究・労働を行う権利を擁護する。

2 この規程は、学園におけるキャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に公正・適正に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

3 この規程を補い有効に機能させるために「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」を別に定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) キャンパス・ハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「アルコール・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」の他、学園関係者によって引き起こされる「その他のハラスメント」をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的、暴力的な言動を行い、相手に不利益や不快感を与える行為をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、学校における職務上、修学上又は研究上の優越的地位を不当に利用して、相手の職務上、修学上若しくは研究上の権利を侵害し、又は人格を辱める言動や行為をいう。
- (4) アルコール・ハラスメントとは、アルコールにまつわる嫌がらせや人権侵害の言動をいう。具体的には飲酒の強要、イッキ飲み、酔いつぶし、酔ってからむ言動や飲めない人への配慮を欠く行為をいう。
- (5) パワー・ハラスメントとは、職制や管理する立場にある者が職場内での立場を悪用して権力を使い、職場と関係のない嫌がらせを繰り返し、精神的苦痛を与えること及び職場環境に深刻な影響を与える言動や行為をいう。
- (6) その他のハラスメントとは、言葉や態度、身振りや文書などによって、人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場や修学等をやめざるを得ない状況に追い込んだり、キャンパス内の雰囲気悪くさせる言動等（モラル・ハラスメント）をいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントにより相手の職務上、修学上、若しくは研究上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応に起因して相手が職務上、修学上、又は研究上の不利益を受けることという。

(適用の範囲)

第3条 この規程の適用対象は、次の各号に定める。

- (1) 役員、職員：学園の役員及び学園において就業する職員
- (2) 学生：大学院学生、学部学生、学科学生、研究生、聴講生、科目等履修生、その他の学園が設置する学校において修学している者

- (3) 関係者：学生の保護者、関係業者その他の役員、職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者

(理事長の責務)

第4条 理事長は、学園におけるハラスメントの防止等に関し、最終的な責任を負う。

(学校長の責務)

第5条 学校長は、学校において人権侵害のない学校づくりを推進することをはじめ、再発防止や被害者の救済、問題解決など、本規程や「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」に定めるあらゆる過程において責任をもつ。

(指導・啓発)

第6条 次に掲げる者は、ハラスメントの発生の防止のため、職員及び学生に対する指導・啓発等を行うものとする。

- (1) 北翔大学（短期大学部を含む。）

学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、学生生活支援委員長、学習支援委員長、図書館長、センター所長、学生相談室長、センター長、事務局長

- (2) 北海道ドレスメーカー学院

院長、副院長、事務長

(役員、職員及び学生の責務)

第7条 役員、職員及び学生は、この規程及びハラスメントの防止等のための指針（別紙）を十分に理解し、ハラスメントを行わないよう努めなければならない。

(苦情・相談の申出)

第8条 役員、職員、学生及び関係者は、次条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）にハラスメントに関する苦情・相談を申し出ることができる。

2 事情によって本人自らが申出できない場合には、本人から依頼を受けた者が、本人に代わって申出できる。

3 本人又はその代理人は、この申出によって不利益を受けない。本人又はその代理人は、申出によって不利益を受けたと認知する場合には、第11条に規定するハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に対し、その事実に関する調査及び解決を申し立てることができる。

4 本人又はその代理人は、申出を取り下げることができる。

5 申出は、所定の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申出については、相談員が、これを書面に記録し、申出人の署名を得るものとする。

(相談員)

第9条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という。）に対応するため、キャンパス・ハラスメント相談員を置く。

2 相談員は、被害を訴えた者に対し、本人本位に事情を聞き取り、救済や問題解決の手続きを伝え、今後とるべき方法について本人が意思決定できるよう援助する。相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談を受け付ける。

- (2) 前号の苦情・相談の内容を、次条に規定する相談員会議に報告する。

- (3) 必要に応じ、当事者等に事実確認を行う。

3 相談員は、相談者や当事者等のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分配慮する。

4 相談員は、次の各号により、学校長が任命する。

- (1) 大学・短期大学各学科の教育職員のうちから学科長が推薦する者、それぞれ各1名
- (2) 事務職員・技術職員のうちから事務局長が推薦する者3名
- (3) 北海道ドレスメーカー学院の職員から院長が推薦する者2名
- (4) その他、職員のうちから学長が指名する者2名

5 前項に規定する者の他、ハラスメントの防止等に関する識見を有する学外者を相談員に加えることができる。

6 相談員は、性別や職階等に偏りがないように選任されるものとする。

7 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 相談員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員会議)

第10条 苦情・相談への対応を適切かつ円滑に行うため、相談員会議を北翔大学（短期大学部を含む。以下同じ）及び北海道ドレスメーカー学院に置く。

2 相談員会議は、相談員をもって組織し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずる。
- (2) 相談員がハラスメントに係る苦情・相談を受けた場合、相談員会議代表者は権限を有する学内機関や職員に対して問題解決のための調整を依頼することができる。
- (3) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査を防止対策委員会に要請する。
- (4) ハラスメント被害の相談があり、緊急に被害申し立て者に対する保護を講ずるべき事項があると判断した場合には、権限を有する学内機関の長に文書をもって措置を要請する。又、要請を行ったことを防止対策委員会に通知する。
- (5) 苦情・相談の事例を研究する。

3 相談員会議に議長を置き、相談員の互選によって選出する。

4 相談員会議議長は、相談員会議を代表する。

(防止対策委員会)

第11条 ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、北翔大学及び北海道ドレスメーカー学院にハラスメント防止対策委員会を置く。

2 防止対策委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に関する施策を策定する。
- (2) ハラスメントに起因する問題についての事実関係を調査し、当該調査結果等について、相談者に報告する。
- (3) ハラスメントに起因する問題に係る役員、職員、学生及び関係者に対する必要な身分上の措置等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
- (4) 必要な場合には、相談者に対する緊急保護措置を理事長に要請する。
- (5) ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに役員、職員、学生及び関係者への指導・啓発等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
- (6) ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施する。
- (7) その他ハラスメントの防止等に関する必要な業務を行う。

3 防止対策委員会は、前項に規定する業務を行うにあたり、必要に応じ、学校長及び理事長に報告

するものとする。

(防止対策委員会の組織)

第12条 ハラスメント防止対策委員会は、職員のうちから、それぞれ若干名の委員をもって構成し、委員は理事長が任命する。

2 北翔大学ハラスメント防止対策委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。委員は、短期大学学長が推薦する者1名、大学学部長が推薦する者それぞれ各1名、事務局長が推薦する者1名、及び事務局総務部総務課長をもって構成する。

3 北海道ドレスメーカー学院ハラスメント防止対策委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。委員は、院長が推薦する者1名、及び事務長をもって構成する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長は、防止対策委員会の業務を統括する。

(調査委員会)

第13条 ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するために、当該問題ごとに防止対策委員会にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 防止対策委員会は、相談申出人の意に反して調査委員会を設置することはできない。

3 調査委員会は、個人の秘密を厳守し、次の業務を行う。

(1) 当事者・関係者からのヒヤリングの実施など、問題解決に必要な事項を調査する。なお、ヒヤリングは当事者の事前の同意を得て実施することとし、男女各1名以上の調査委員により行う。

(2) 防止対策委員会等への調査結果の報告。

4 調査委員会は、調査委員長及び男女各1名、又は男女各2名の委員で組織する。

5 調査委員長並びに調査委員は、防止対策委員会の推薦により防止対策委員長が委嘱する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において利害関係がある者を委員に委嘱することはできない。

6 防止対策委員長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の委嘱を解くものとする。

7 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。

8 委員長以外の氏名、所属等は公表されない。ただし、相談等申出人には調査委員について通知するものとする。

9 防止対策委員会は、当該ハラスメントに起因する問題が解決したときは、調査委員会を解散するものとする。

(弁護士への調査委任)

第14条 防止対策委員会が必要と認めるときには、事実関係の調査を弁護士に委任することができる。

2 前項の委任を行うときは、あらかじめ理事長の同意を得なければならない。

(報告、要請、勧告等の文書化)

第15条 相談員、相談員会議、防止対策委員会、調査委員会における報告、要請、勧告等は、原則としてすべて文書によって行われなければならない。

(守秘義務)

第16条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に十分配慮すると

ともに、任務遂行上知り得た内容について他に漏らしてはならない。又、退任後、退職後、卒業等後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第17条 役員、職員及び学生は、ハラスメントに対する苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。又、二次被害が生じないように十分に配慮しなければならない。

(虚偽の申し立て・証言の禁止)

第18条 虚偽の申し立て・証言をしてはならない。又、虚偽の申し立て・証言により関係者に不利益が生じたり、あるいは生じる恐れがある場合、理事長及び学校長は速やかに、その回復や予防の為の措置を講じなければならない。

(不服の申し立て)

第19条 当事者はその処分や措置内容に不服がある場合、防止対策委員長に申し立てを行うことができる。

2 不服申し立ては、同一事案に対して一度しか認められない。

(事務所管)

第20条 防止対策委員会、調査委員会及び相談員会議に関する事務は、事務局総務部が処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、学校法人浅井学園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年7月26日制定)を廃止する。

附 則(職制の変更に伴う改正及び辞令式等の整備に伴う改正)

この規程は、平成20年12月5日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則(組織機構改正に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(防止対策委員会委員の選任に係る規定の改正に伴う改正)

1 この規程は、平成22年7月6日から施行する。

2 現北翔大学ハラスメント防止対策委員会委員長(担当副学長)の任期は、平成22年8月31日までとする。現北海道ドレスメーカー学院ハラスメント防止対策委員会委員長(副院長)の任期は、平成22年8月31日までとする。

14. 学校法人浅井学園 学生に関する個人情報の取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人浅井学園個人情報保護規程第21条の規定に基づき、浅井学園（以下「学園」という。）が保有する学生に関する個人情報の取扱いについて基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する学園の責務を明らかにするとともに、学生に自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除等の請求権を保障することによって、学生個々人が自らの情報の主体者としての行動を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「学生」とは、現在及び過去の学生、「教職員」とは教育職員、事務職員、技術職員及び学園の業務に直接関わりがあり、又は関わりがあった者をいう。

2 この規程において、「個人情報」とは、学生について特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、教職員が業務上取得又は作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む。）をいう。

(責務)

第3条 学校長はこの規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員又は教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに学園内の教職員も含め他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、学園外の組織、団体に業務上又は自主的な活動において対応する場合は本規程によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集及び利用の制限等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員が業務上個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想及び信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するものを除き、直接本人から収集しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき。（別紙様式第1 個人情報の間接提供に関する同意書による。）

(2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。

(3) 教育職員の教育指導上、特段の必要性があるとき。

(4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。

(5) 指導又は相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。

(6) 学校長が正当な理由があると認めたとき。

(個人情報の適正管理)

第5条 学校長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破損その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄又は消去

2 学校長は前項の事務をはじめ、本規程に基づく業務を適切に執行するため、学生に係る個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任する。

(個人情報の利用制限)

3 学校長は前項の管理責任者を、大学・短期大学にあっては事務局長に、専門学校にあっては事務長に委任する。

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用又は提供してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。（別紙様式第2個人情報の目的外利用に関する同意書による。）
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教育職員及び保護者の教育上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 学校長又は管理責任者が必要と認めたとき。

2 前項第1から4の各号に該当して個人情報を利用又は提供する場合、又は緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに管理責任者に届け出なければならない。

3 第1項第5号に該当して個人情報を利用する場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに提供を受ける部局の業務管理者に、別紙様式第3 個人情報目的外利用提供申請書により届け出なければならない。

(個人情報の学内取扱い)

第7条 収集した個人情報をその目的のために利用するにあたり、教育職員は所属する学部以外の学部（以下「他学部」という。）又は所属する学部内の学科のうち所属する学科以外の学科（以下「他学科」という。）若しくは事務局組織から個人情報の提供を受ける場合は、他学部にあつては当該学部の学部長、他学科にあつては当該学科の学科長、事務局組織にあつては所管課長に、別紙様式第4 個人情報提供申請書によるものとする。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第8条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第9条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について管理責任者に、別紙様式第5 個人情報直接収集申請書により届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集対象者

- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録形態

2 前項により届け出た事項を変更又は廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第10条 学生は学園が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した別紙様式第6 個人情報開示訂正依頼書を提出することにより行う。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他管理責任者が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第11条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続きに準じて、管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

2 管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第12条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学校長に対し、申立てを行うことができる。

2 学校長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した、別紙様式第7 個人情報不服申立て書を学校長に対し提出することにより行う。

- (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由

- (4) その他学校長が必要と認めた事項

第5章 管理

(規程の所管)

第13条 本規程の所管部署は事務局総務部総務課とする。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学部の名称変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (個人情報管理責任者に係る規定改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成22年7月15日から施行する。

